

歯科技工録について

今後の検討内容について

- 今後、次のような内容を検討していくこととしてはどうか。

<歯科技工の業又は歯科技工所の広告及び情報提供のあり方>

- 歯科技工士法第26条（広告の制限）に係る広告及び現状をふまえた運用の考え方について

令和6年度に検討済み

<歯科技工を行う場所>

- 在宅歯科医療における有床義歯の修理等、歯科医師に帯同し歯科医療機関・歯科技工所以外の場所で歯科技工を行う場合の考え方について

令和7年度に検討済み

<歯科技工士の業務>

- より良い歯科補てつ物等を作成し、歯科医療の質の向上につなげるために必要な歯科技工士の業務について（現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容の明確化を含む）

令和8年度～
（具体的な業務等の検討）

<教育内容等>

- 歯科技工士の業務内容に応じた教育内容・修業年限等について

<歯科技工士の需給、人材確保対策、歯科技工の業務のありかた>

- 歯科医療や歯科技工技術等の変化を踏まえた歯科技工士の需給について（検討中）
- 歯科技工士の確保策（新規養成、離職防止、復職支援等）について
- 歯科技工の業務形態等の改善について

令和8年度～

<歯科技工所の質の担保等について>

- 無届歯科技工所への対策について（検討中）
- 歯科技工所の構造設備基準について
- 歯科技工所間の連携のあり方等について
- その他

令和8年度～

歯科技工士の業務等について <現状と課題>

3. 1 デジタル技術の活用

(略)

3. 2 チェアサイドでの業務

(略)

3. 3 トレーサビリティ、その他

- 歯科補てつ物等のトレーサビリティを確保するために、患者に歯科補てつ物等の作成者等がわかるシステムが必要であり、また歯科技工士の認知度を上げるために、歯科補てつ物等の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取組みを進めるべきである。
- 歯科技工士法に基づく歯科技工指示書及び歯科技工録（歯科技工指示書に基づく作成等管理及び品質管理に関する文書）の作成については、平成24年に厚生労働省医政局から通知がでていますが、取組みが進んでいない歯科技工所もある。歯科技工録を作成することにより、歯科補てつ物等のトレーサビリティが確保されることから、**歯科技工指示書及び歯科技工録の適切な記載と保管を徹底すべき**である。
- 地方自治体は、開設届が出された歯科技工所の一覧をホームページに掲載するなど、歯科技工所に関する情報提供を積極的に行うべきである。これにより、歯科医療機関は、委託しようとする歯科技工所の届出状況が検索可能となるとともに、患者は自分自身に使用される歯科補てつ物等がどこで作成されているかを把握可能となり、歯科補てつ物等のトレーサビリティの更なる向上が期待できる。
- 国民がもっと自身の口腔内に関心を持つようになれば、口腔内に入れている歯科補てつ物等に対して関心が高まり、それを作成している者に目が向けられ、歯科技工士の認知につながると考えられる。

歯科技工録について

- 歯科技工録については、歯科技工士法施行規則第15条において「開設者は、指示書による歯科技工ごとに、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。」とされている。
- 開設者は、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに、以下の事項について記録した歯科技工録を作成し、保存しなければならないとしているところ、⑪にあるようにCAD/CAMは参考様式が示されていない。

- 歯科技工録は、番号、日付、氏名等を記載するなど、指示書を容易に特定できるものであること。
ただし、当該歯科補てつ物等に係る作成等工程の一部を指示書に基づき他の開設者の歯科技工所に行わせる場合においては、自ら行う作業工程に係る事項のみを記載することをもって足りるものとする。
- 開設者は、都道府県知事及び医療機関等から歯科技工録の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう整備しておくこととする。
- 一次受託者及び二次受託者は、双方の取決め事項を歯科技工録又は手順書に記載しなければならない。
- 開設者は、管理者に、歯科技工録及び手順書に基づき、歯科補てつ物等の工程管理に係る業務や、歯科補てつ物等及び機器の点検・検査に係る業務を適切に管理させなければならない。

保存期間

- 開設者は、歯科技工録を指示書とともに作成の日から3年間保存すること。
なお電磁的保存等に係る基準については指示書に準ずるものとする。

記録する事項

- ① 作成等に用いる模型等と指示書とを発行した歯科医師から受託した年月日
- ② 患者の氏名
- ③ 作成等部位及び設計
- ④ 作成の方法（作成等手順）
- ⑤ 使用材料（使用材料の品名ならびにロットもしくは製造番号）
- ⑥ 歯科補てつ物等の工程管理に係る業務を管理した記録
- ⑦ 歯科補てつ物等の最終点検及び検査を完了した年月日
- ⑧ 歯科補てつ物等を委託した歯科医師等に引き渡した年月日
- ⑨ 歯科補てつ物等の設計等をリモートワークで行った場合は、その旨とリモートワークを行った場所
- ⑩ 歯科技工の工程の一部について、歯科補てつ物等の作成等に用いる機器を共同利用した場合は、その旨と当該工程を行った歯科技工所名（共同利用する機器を所有する歯科技工所の名称等）
- ⑪ その他必要な事項

なお、歯科技工録については、現時点では別添の表1及び表2を参考にすることとし、CAD/CAMを用いた歯科技工の際の参考様式については追ってお示しする。

歯科技工のデジタル化の現状

- 従来の歯科技工とデジタル技術を用いた歯科技工では、その製作工程が大きく異なり、使用する材料や作業の確認項目（作業チェック項目）も異なる。

従来の歯科技工

鋳造法によるクラウンの製作工程



印象採得（型取り）



蝋型製作



石膏埋没



蝋型焼却



鋳造



鋳造後

デジタル技術を用いた歯科技工

CAD/CAMを活用したクラウンの製作工程



印象採得（型取り）



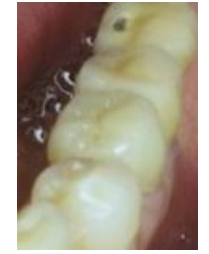
PC上で設計（CAD）



設計に基づき削り出し（CAM）



従来の金属冠



CAD/CAM冠

口腔内に装着

歯科技工録の様式例（歯冠補てつ物の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表）

	治療内容	作業製作工程	作業チェック項目	評価
1	初診（診 査・診断）	歯科技工受託	受託年月日	平成 年 月 日
	概形印象	石膏注入	印象面の変形・気泡 模型材の種類	変形（ ）・気泡（ ） 普通石膏（ ）・硬石膏 （ ）・ 超硬石膏（ ）・その他（ ）
			混水比	小（ ）・標準（ ）・大 （ ）
	指示書	研究模型	模型の形態	指示内容確認（ ）
2	支台歯形成			
	指示書	暫間被覆冠	部位・形態・咬合関 係・色調	指示内容確認（ ）
		個人トレー・ 個歯トレー	概形・ハンドル位置・ スペーサー	指示内容確認（ ）
3	印象採得 （精密印象			
			印象面の変形 支台歯形成面・残存歯 部の気泡 形成辺縁部の明示	変形（ ） 支台歯部気泡（ ）・残存歯部 気泡（ ） 辺縁部明示（ ）
		模型材注入	模型材の種類	硬石膏（ ）・超硬石膏 （ ）・その他（ ）
			混水比	小（ ）・標準（ ）・大 （ ）
4	咬合採得			
	指示書		設計（種類）・使用材 料・納品日・担当医	指示内容確認（ ）
		作業模型	模型の種類	可撤性（ ）・副模型（ ）・ 単純（ ）
			歯型辺縁部の明示 辺縁部のトリミング	辺縁部明示（ ） トリミング（ ）
	咬合器付着	使用咬合器の種類 チェックバイトのトリ ミング 咬合器付着の浮き上が り 歯型の咬合クリアラン ス等	咬合器（ ） トリミング（ ） 残存歯部咬合接触状態（ ） クリアランス（ ）	

	治療内容	作業製作工程	作業チェック項目	評価
		蠟型採得	解剖学的・臨床的歯冠 形態の付与 咬合接触関係 隣在歯接触関係 辺縁部の適合性	形態（ ） 咬合関係（ ） 隣在歯関係（ ） 適合性（ ）
		埋没・鋳造	鋳型材の種類	クリストバライト系・ノーマル （ ）・急速（ ）・その他 （ ）
			混水比	小（ ）・標準（ ）・大 （ ）
			加熱スケジュール	ファーンエス温度・時間設定 （ ）
			合金の種類・使用量 鋳造体の点検	合金（ ）・その他（ ） 鋳巣（ ）・バリ（ ）・鋳込 み不足（ ）・表面あれ（ ）
		研磨	研磨材料・術式	研磨材（ ）・研磨術式（ ）
		製作物の点検		指示内容確認（ ） 形態（ ）・咬合接触関係 （ ）・隣在歯接触関係（ ） 辺縁部適合性（ ）・表面滑沢 性（ ）
		洗浄・消毒 点検・検査	洗浄・消毒	洗浄・消毒（ ） 検印（ ）・点検・検査日：平 成 年 月 日
			指示書の保管	指示書（ ）
		引渡し	引渡し年月日	平成 年 月 日
5	クラウン試 適（仮着）			
6	クラウン装 着		作業模型の保管	作業模型（ ）
	予後経過観 察			

歯科技工録の様式例（有床義歯の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表）

診療室治療工程	技工室作業製作工程	作業チェック項目	評価
1 初診（診査・診断）	歯科技工受託	受託年月日	平成 年 月 日
概形印象	模型材注入	印象面の変形・気泡 模型材の種類 混水比	変形（ ）・気泡（ ） 普通石膏（ ）・硬石膏（ ）・ 超硬石膏（ ）・その他（ ） 小（ ）・標準（ ）・大（ ）
指示書	研究模型	模型の形態	指示内容確認（ ）
	個人トレー	外形線・ハンドル位置・スパーサー 辺縁の厚さ・辺縁の形態	指示内容確認（ ）
2 印象採得（精密印象）			
指示書	印象面の点検	印象面の変形・気泡	変形（ ）・気泡（ ）
	石膏注入	模型材の種類 混水比	普通石膏（ ）・硬石膏（ ）・ 超硬石膏（ ）・その他（ ） 小（ ）・標準（ ）・大（ ）
	作業模型 咬合床 咬合堤	模型の種類 基礎床の種類・大きさ・形態 蠟堤の高さ・幅	スプリットキャスト法（ ）・ チェックバイト法（ ） 基礎床（ ）・大きさ（ ）・ 形態（ ） 蠟堤（ ）・高さ（ ）・幅（ ）

3 咬合採得	フェイスボウトランスファー		
	指示書	設計・使用咬合器・ 納品日・担当医	指示内容確認（ ）
	咬合器付着 チェックバイト 上顎模型付着 下顎模型付着 ゴシックアーチ描記装置取り付け	使用咬合器の種類 チェックバイトのトリミング	咬合器選択（ ） チェックバイト（ ） フェイスボウ取り付け（ ）・ 上顎模型付着（ ） インサイザルガイドピンの接触（ ）・ 下顎模型付着（ ） ゴシックアーチトレーサー取り付け（ ）
4 ゴシックアーチ描記 咬合採得 人工歯選択	咬合器再付着 チェックバイト	石膏の種類 チェックバイトの点検	硬（ ）・超硬（ ） 咬合器装着（ ） 人工歯選択（ ）
	指示書	内容・納品日・使用材料（人工歯）・咬合様式	指示内容確認（ ）
	人工歯排列	人工歯排列	歯軸（ ）・0J、0B（ ）・歯列弓（ ）・ 歯槽頂間線法則（ ）・ 調節彎曲（ ）・咬合接

歯科技工録の様式例（有床義歯の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表）

			触（ ）・舌房（ ）
		歯肉形成	歯肉形成 床外形（ ）・辺縁形態（ ）・ 研磨面形態（ ） 歯頸線（ ）・鼓形空隙（ ）
5	試適	蠟義歯	蠟義歯（口腔内・顔 貌に対する調和）
	指示書		設計内容・納品日・ 使用材料（床材料・ 金属）・維持装置の 種類・連結子の種 類・重合法
		テンチのコ ア（全部床義 歯）	テンチのコア（ ）（全部床義 歯）
		維持装置・連 結装置の製 作	サーベイング ブロックアウト（ ）・リリー フ（ ）・ポストダム（ ）
		耐火模型 の製作	複印象 印象材選択（ ）
			耐火模型材の種類 耐火模型材（ ）・混水比（ ）
		蠟型採得	維持装置・連結装置 の蠟型 形態（ ）・位置（ ）
		埋没	埋没材の種類 埋没材（ ）・混水比（ ）
		鑄造	鑄造用合金の種類 鑄造用合金（ ）
			加熱スケジュール ファーネスの温度（ ）・時間 設定（ ）
			鑄造体の点検 鑄巣（ ）・バリ（ ）・鑄込み

			不足（ ）・表面あれ（ ）
		線鉤・既製 バー屈曲	鉤・バーの種類 形態・サイズ選択（ ）
		研磨	研磨材料・術式 研磨剤（ ）・研磨術式（ ）・ 滑沢度（ ）
		鑑着・溶接	埋没材・鑑材の種 類・溶接器の種類 埋没材（ ）・混水比（ ）・鑑 材（ ）・溶接器の設定（ ）
		作業模型 への試適	維持装置・連結装置 の点検 形態（ ）・適合性（ ）・維持 力（ ）・咬合関係（ ）
		蠟義歯の埋 没	埋没法・埋没材の種 類 埋没方法（ ）・埋没材選択 （ ）・混水比（ ）
		床用材の填 入	床用材の種類・填入 方法 床用材の選択（ ）・填入操作 （ ）
		重合	重合方法 重合方法選択（ ）・重合時間 （ ）・重合温度（ ）・冷却法 （ ）
			重合の点検 重合状態（ ）・重合欠損部 （ ）・気泡（ ）
			義歯及び作業模型 の破損 義歯の破損（ ）・作業模型の 破損（ ）
			咬合器再付着 石膏の種類（ ）・混水比 （ ）・咬合器付着（ ）
			選択削合・自動削 合・形態修正 咬合接触（ ）・形態（ ）
		研磨	研磨材料・術式 研磨材（ ）・研磨術式（ ）・ 滑沢度（ ）
		義歯の点検	最終点検 指示内容確認（ ）
			辺縁形態（ ）・咬合接触関係 （ ）・粘膜面の突起物（ ）

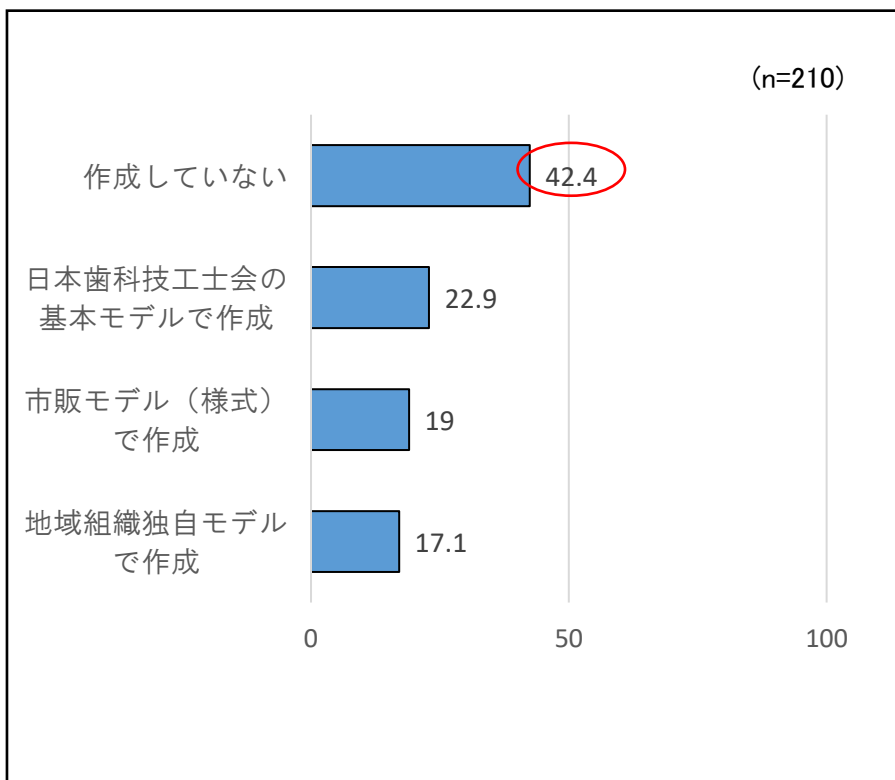
歯科技工録の様式例（有床義歯の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表）

				気泡（ ）・亀裂（ ）・表面滑沢性（ ）
		洗浄・消毒	洗浄・消毒	洗浄・消毒（ ）
		点検・検査		検印（ ）・点検・検査日：平成 年 月 日
			指示書の保管	指示書（ ）
		引渡し	引渡し年月日	平成 年 月 日
6	義歯試 適・調整			
7	義歯装着 予後経過 観察		作業模型の保管	作業模型（ ）

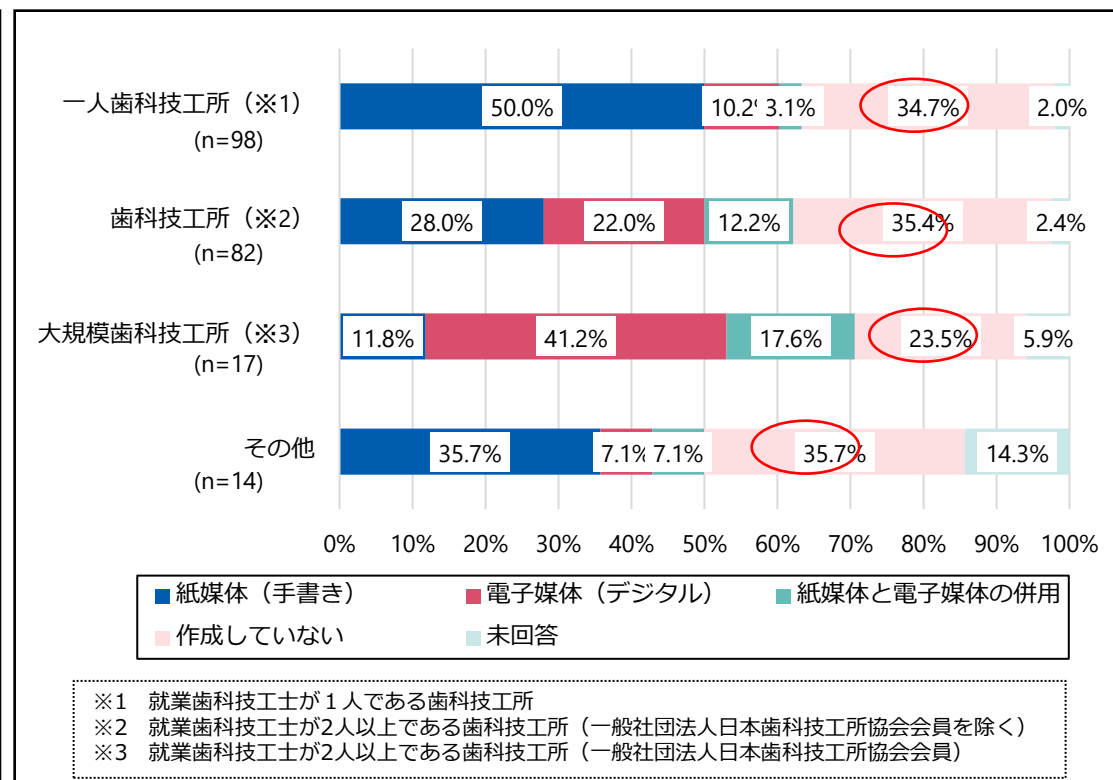
歯科技工録の作成状況

- 歯科技工録の作成状況について、令和2年度の調査においては、「作成していない」が42.4%であった。
- 令和6年度の調査においては、「作成していない」の割合は一人歯科技工所、歯科技工所、大規模歯科技工所、その他でそれぞれ34.7%、35.4%、23.5%、35.7%であった。

＜歯科技工録の作成状況＞



＜歯科技工録の作成状況＞



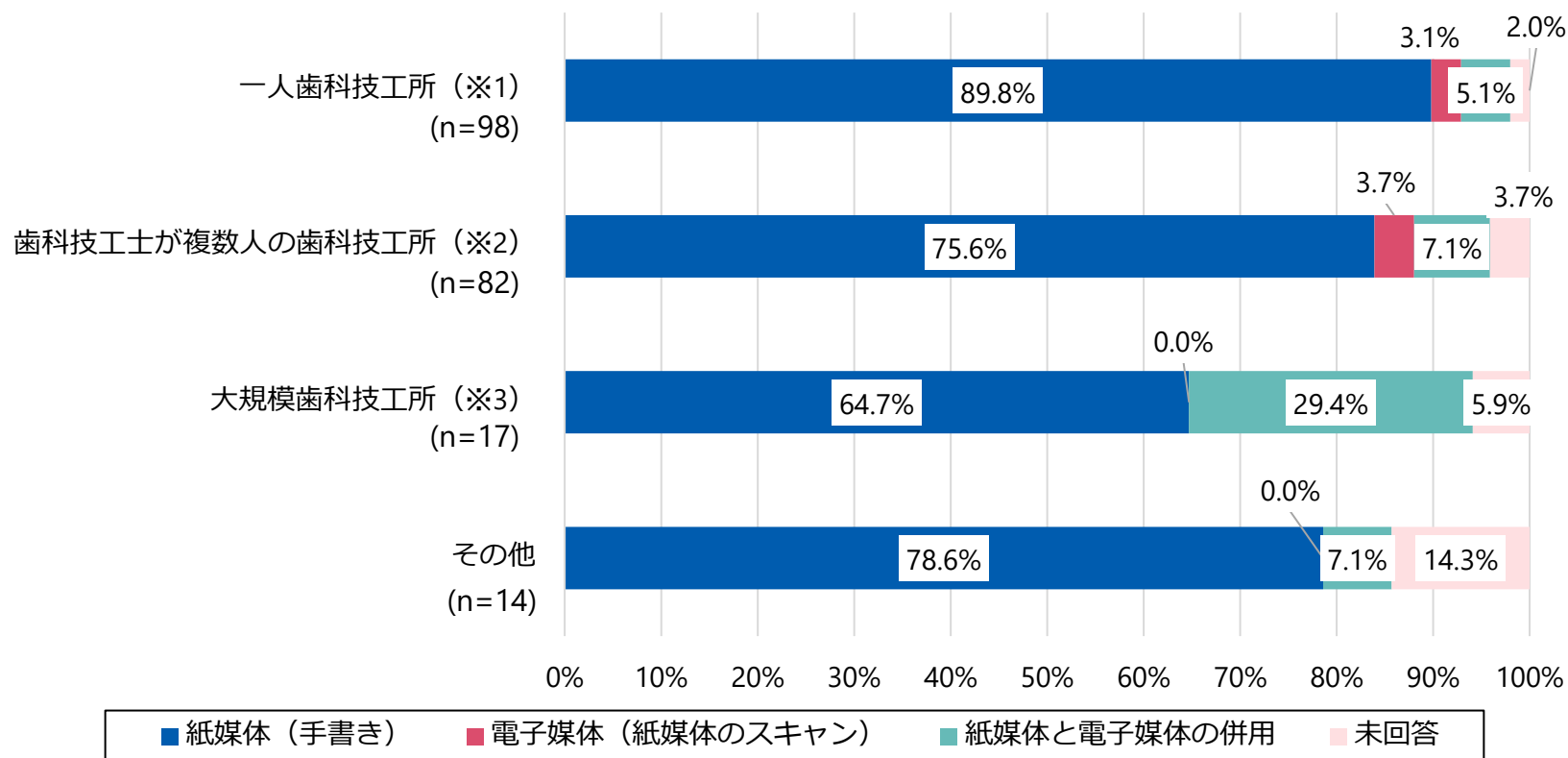
出典：令和2年厚生労働科学特別研究「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」

出典：令和6年度歯科専門職の業務の実態調査 概要（速報）

歯科技工指示書の保存方法

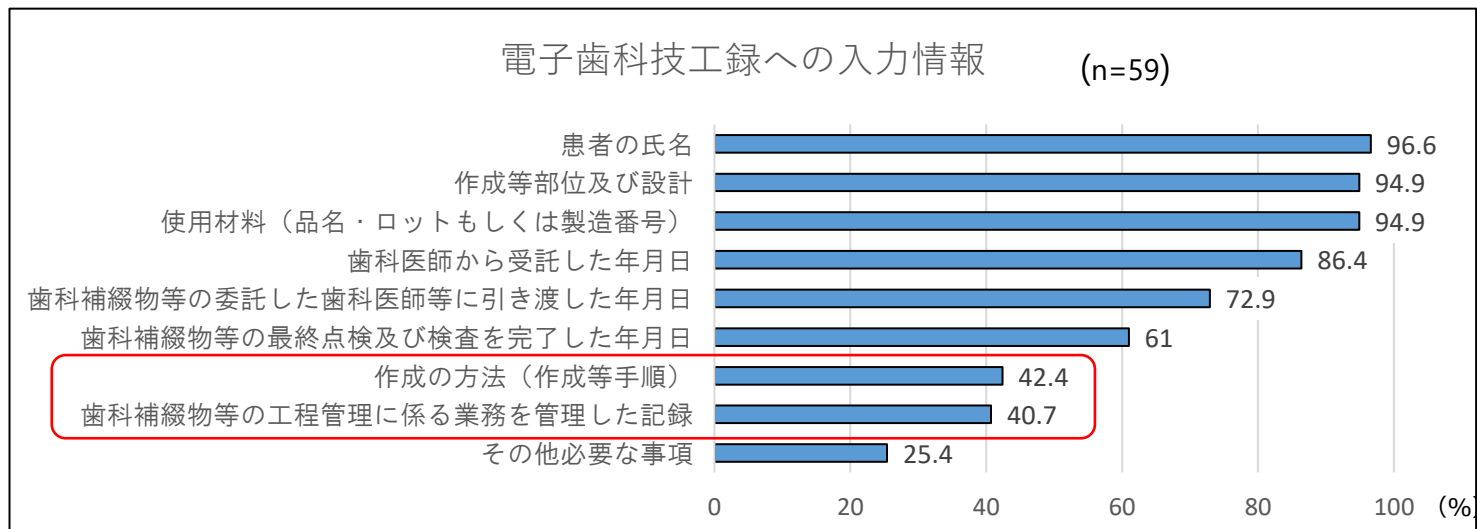
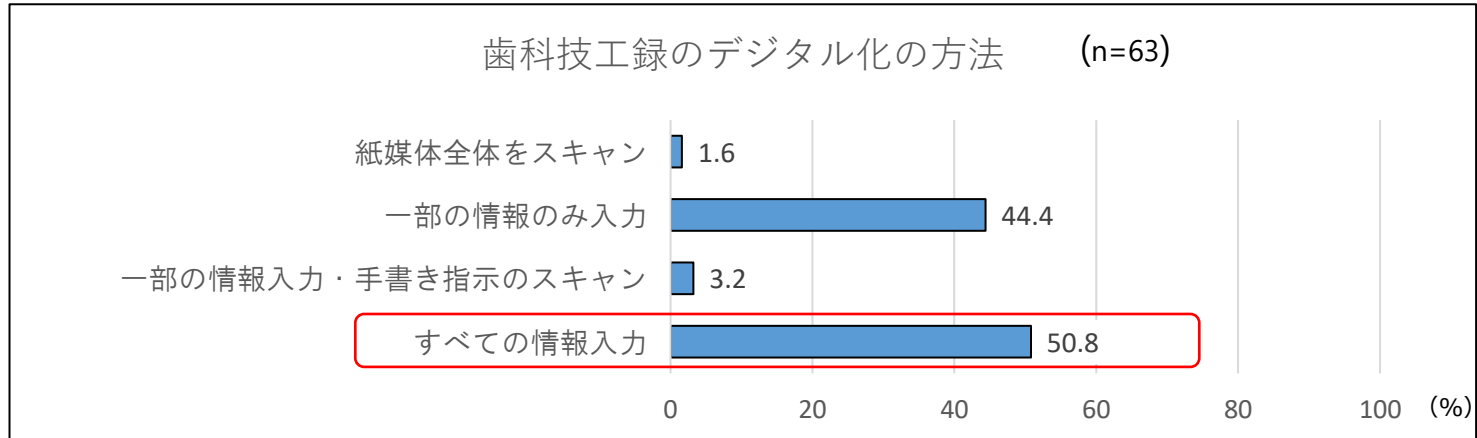
- 歯科技工指示書について、その保存方法としては「紙媒体（手書き）」が最も多い。

＜歯科技工指示書の保存方法＞



※1 就業歯科技工士が1人である歯科技工所
 ※2 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所（一般社団法人日本歯科技工所協会会員を除く）
 ※3 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所（一般社団法人日本歯科技工所協会会員）

- 歯科技工録のデジタル化の方法は、「すべての情報を入力している」が約50%だった。
- 電子歯科技工録への入力情報は、患者の氏名（96.6%）、作成部位及び設計（94.9%）、使用材料（94.9%）、が多く、作成方法（42.4%）、歯科補綴物等の工程管理に係る業務を管理した記録（40.7%）は比較的少なかった。



歯科技工分野におけるデジタル化の進展を踏まえた歯科技工指示書、 歯科技工録及び構造設備の在り方に関する調査研究事業

(1) 事業の目的

- 歯科技工分野においてDXが進展する中で、歯科医師から歯科技工士への指示、歯科技工士による業務記録、及び歯科技工所の構造設備について、制度上・運用上の課題等を含めた現状を踏まえ、デジタル化に対応した歯科技工指示書、歯科技工録及び構造設備基準の在り方について、現場実態を把握し、課題及び論点を整理することを目的とする。
- 本調査研究により得られた知見を、将来的な制度的検討の基礎資料として整理・提供することで、歯科医療の質及び安全性の確保、歯科技工業務の透明性の向上、並びに地域医療基盤の持続可能性の確保に資することを旨とする。

(2) 事業内容及び手法

以下の調査結果を踏まえ、安全性及び衛生管理の観点から、将来的な基準見直しに向けた論点を整理する。

① DX化による電子歯科技工指示書・電子歯科技工録の実態把握

- 歯科医師から歯科技工士への指示及び歯科技工士による業務記録について、電子的手法による運用実態を調査
- 調査に当たっては、歯科医師及び歯科技工士へのヒアリング並びに歯科技工所への現地調査を実施
- 電子歯科技工指示書や歯科技工に関する関連システムを提供する事業者等へのヒアリングも行い、記載内容、保存方法、運用上の課題等を整理

② デジタル化により変化した歯科技工工程を踏まえた歯科技工録様式の検討

- 歯科技工工程のデジタル化に伴う業務内容及び工程区分の変化を整理し、歯科技工録において記載すべき工程情報の在り方について検討
- 歯科技工士へのヒアリングを実施し、現場における工程管理及び記録の実態を把握
- その上で、CAD/CAM等のデジタル工程についても位置付けを整理し、実務に即した歯科技工録の記録の考え方を検討

③ デジタル化に伴う歯科技工所の構造設備基準に関する論点整理

- デジタル機器導入後の歯科技工所の作業環境について実態調査を行い、現行の構造設備基準との整合性や課題を整理
- 歯科技工士へのヒアリングを通じて、設備配置や作業環境、業務工程との関係等について現場の実態を把握

(3) 実施者

公益社団法人日本歯科技工士会

本検討会における歯科技工録に関するこれまでの主なご意見（概要）

- 歯科技工録について、実際に作成している方が少ない。一応、通知レベルでは示されてはいるが、実際に業務の中で歯科技工録を全部作成するのは非常に難しいところがあると思う。
- 歯科技工録の保管方法について、6割ぐらいが手書きで、紙媒体で保管しているとのことだが、今後、歯科技工録以外の記録も含めて、紙媒体での保存は非常に厳しい状況になるのではないか。（電子での保存が必要になるのではないか。）
- 歯科技工録をもっと広めることが必要。歯科技工録の作成が必須であることを歯科技工所の管理者が理解することが必要であり、そういったことを周知する管理者のための講習が必要。
- 歯科技工録を必ず作成することになれば、誰がどの場所でデザインしたか、マテリアルの種類、どこでミリングしたか等の詳細を全て明記されることにつながるため、歯科技工録を確実に作成すべき。
- 歯科技工録を電子的に記録する場合、フォーマットをある程度決めておいて、その上でリリースをしていくという方向にすれば、今後、蓄積される情報やログを評価ができるようになって、より良い医療情報システム作りにつながるのではないか。
- 歯科技工指示書、歯科技工録に関してはまだ紙媒体対応であるため、歯科医療のデジタル化を進める際に、同時に歯科技工指示書・歯科技工録についてもデジタル対応の議論をしていただきたい。

論点：歯科技工録のあり方等について

- 歯科技工録については、歯科技工士法施行規則第15条において「開設者は、指示書による歯科技工ごとに、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。」とされている。
- 開設者は、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、指示書に基づく歯科補てつ物等の作成等ごとに、定められた事項について記録した歯科技工録を作成し、保存しなければならないとしているところ、CAD/CAMは参考様式が示されていない。
- 従来の歯科技工とデジタル技術を用いた歯科技工では、その製作工程が大きく異なり、使用する材料や作業の確認項目（作業チェック項目）も異なる。
- 歯科技工録の作成状況について、令和6年度の調査においては、「作成していない」の割合は、就業歯科技工士が一人の歯科技工所、二人以上の歯科技工所がそれぞれ約35%、大規模歯科技工所が約24%であった。
- また、歯科技工指示書について、その保存方法としては「紙媒体（手書き）」が、就業歯科技工士が一人の歯科技工所は89.8%、二人以上の歯科技工所は75.6%、大規模歯科技工所は64.7%であり、いずれも最も多くの割合を占めた。

論点

歯科技工録のあり方等に関する以下の論点について、どのように考えるか。

- ① 「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」（平成24年10月2日付け医政発1002第4号（令和4年3月31日最終改正）厚生労働省医政局長通知の別紙）にある歯科技工録の参考様式は、CAD/CAMを用いた歯科技工への対応ができていないことから、CAD/CAMを含むデジタル技術を用いた歯科技工に対応できるよう、見直しを行ってはどうか。
- ② また今後、歯科技工指示書の電子化がさらに普及していくことを踏まえ、従来の歯科技工のプロセスを前提とした現在の歯科技工録の項目についてどのように考えるか。
- ③ その際、歯科技工物を作成するにあたって、質の担保及び歯科補てつ物等のトレーサビリティの観点から、歯科技工録に必要な項目は、具体的にどのような項目が考えられるか。
- ④ 歯科技工録において記載すべき工程情報の在り方等を把握するための実態調査やヒアリングを行うにあたり、どのような観点に留意すべきか。